

盛岡広域環境組合 第4回「施設整備検討委員会」議事録

開催日時：令和6年3月25日（月）

開催時間：午後2時00分～午後3時50分

開催場所：盛岡市総合福祉センター

3階 子供会研修室

傍聴者：一般傍聴者7名

報道機関：4社（4名）

1 開会 【事務局（菊池総務課長）】

2 あいさつ 【事務局（小原事務局長）】

【事務局（菊池総務課長）】

それでは、委員会条例第4条第2項の規定により、ここからは委員長に議事を進めていただきたいと存じます。

伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

3 議事

【伊藤委員長】

伊藤です。皆様、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

（1）検討委員会の議題及びスケジュール

【伊藤委員長】

それでは、早速、次第に従いまして進行させていただきたいと思います。

次第の3番、「議事」になります。（1）番の「検討委員会の議題及びスケジュールについて」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

盛岡広域環境組合施設課の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

施設整備検討委員会の議題及びスケジュールについて御説明いたします。

座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

この資料では、本日御審議いただきます議題につきまして、全体スケジュールの中での位置等を御確認いただければと思います。

2ページを御覧ください。

委員会の想定開催日及び議題について表にまとめたものになります。

本日は第4回で、太枠で囲んだ部分になります。排ガス自主規制値、煙突高、環境保全対策、耐震基準、余熱利用に係る考え方、及びプラントメーカーへの技術提案依頼について検討をお願いするものであります。

第5回以降の委員会開催日時及び議題については、表に示すとおりとなりまして、第8回の施設整備基本計画（最終版）の協議までを予定してございます。

次に、3ページを御覧ください。

こちらは、御説明いたしました施設整備検討委員会のスケジュールを項目ごとにバーチャートで示しております。

本日は、令和5年度の3月、委員会の④となります。御確認いただければと思います。

施設整備検討委員会の議題及びスケジュールに関する御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「ありません。」の声）

特に異議なしということですので、このように進めさせていただきたいと思います。

（2）協議事項

【継続事項】

①排ガス自主規制値の設定について

【伊藤委員長】

それでは、次に（2）番、協議事項のうち継続事項の①番、「排ガス自主規制値の設定について」、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

引き続き説明させていただきます。資料2、「排ガス自主規制値の設定について」、御説明いたします。第3回施設整備検討委員会において継続審議となった事項でございます。

2ページを御覧ください。

初めに1、公害防止基準値の設定に係る基本的な考え方になります。説明文の2段落目に、「公害

防止基準は、各種法令・県条例の基準を満たした上で、住民にとってより安全・安心な施設とするために、技術的に可能でかつ合理的な範囲で、法令に定められた基準値よりも厳しい自主基準値の設定に取り組むことが望まれます」とごさいまして、自主基準値の設定についての考え方をお示したものであります。

次に、3ページを御覧ください。

第3回の会議で、同規模施設の自主規制値はどうかとの御意見を受けました。同規模施設の京都市など、7件の排ガス自主規制値の事例を表に示しております。

ばいじんは、 $0.01\text{ g}/\text{m}^3\text{N}$ 、硫黄酸化物は $8\sim 30\text{ ppm}$ 、塩化水素は $10\sim 65\text{ ppm}$ 、窒素酸化物は $20\sim 50\text{ ppm}$ 、水銀は $30\sim 50\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 、ダイオキシン類は $0.01\sim 0.1\text{ ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ といった設定状況でありました。

ここで、施設の位置などをスクリーンで御確認いただきたいと思えます。

こちらが、京都市の航空写真になります。

続きまして、京都市の南部クリーンセンターですけれども、施設の全景ということであります。

続きまして、長野広域連合（A焼却）の航空写真であります。

続きまして、施設の全景になります。

次が、さいたま市のサーマルエネルギーセンターの航空写真になります。

続きまして、豊橋市・田原市の航空写真となります。

次に、資料の4ページをお願いします。

こちら第3回の会議で、立地状況が類似する施設の自主規制値はどうかとの御意見を受け、国道近くに立地し、施設周辺に住宅地が広がるという施設での排ガス自主規制値事例を、京都市など8件について表に示しております。

こちら、ばいじんは $0.005\sim 0.2\text{ g}/\text{m}^3\text{N}$ 、硫黄酸化物は $8\sim 100\text{ ppm}$ 、塩化水素は $10\sim 65\text{ ppm}$ 、窒素酸化物は $20\sim 150\text{ ppm}$ 、水銀は $30\sim 50\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 、ダイオキシン類は $0.005\sim 0.1\text{ ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ といった設定状況でありました。

こちらスクリーンで施設の位置など先ほどと重複する部分はありますけれども、御確認いただきたいと思えます。

こちらが、京都市の航空写真で、右が京都市の全景です。

次が、横須賀市の航空写真で、その次が施設の全景となります。

続きまして、長野の航空写真で、長野広域連合の施設の全景となります。

次が、太田市外三町広域清掃組合の航空写真で、次がさいたま市の航空写真で、函館市の写真になりますし、次が広島市の航空写真です。そして、豊橋市・田原市の航空写真となります。

スクリーンのほうは以上になります。

次に、5ページを御覧ください。

こちらの表は、主な排ガス処理方法について掲載しているもので、第3回施設整備検討委員会において継続審議となった酸性ガスの処理方法の部分、乾式法・湿式法の部分について、枠で囲んで示したものになります。

続きまして、6ページを御覧ください。

(1)、酸性ガスの自主規制値及び処理方式の再検討です。①の再検討する理由ですが、第3回検討委員会では、「酸性ガス自主規制値10ppm-湿式法」の処理方法の提案に対しまして、酸性ガスの自主規制値が20ppmであれば、乾式法で問題がない。

湿式法は、費用が高く、かつ交付金の対象外であることを踏まえ、酸性ガスの自主規制値を10ppmにするのであれば、乾式法を前提とすべきとの意見が出されたことから、自主規制値10ppmについて、及び排ガス処理方式について、事例を踏まえ、再検討することといたしました。

②は、全国事例の調査結果です。自主規制値が20ppmでは、乾式法が5件、湿式法が0件。10ppmでは、乾式法が16件、湿式法が5件。8ppmでは、乾式法が3件、湿式法が2件といった設定状況です。

次に、7ページを御覧ください。

採用する酸性ガスの自主規制値及び処理方式についてです。全国事例では、酸性ガスの規制値10ppmの事例21件のうち、16件が乾式法、5件が湿式法の採用であったこと、また、湿式法は、乾式法と比較して設備費と維持管理費がかかること、交付金対象外であることから、費用面で不利なことに加え、排水処理の負担も大きくなること。

以上のことから、酸性ガスの自主規制値は「10ppm」、処理方式は「乾式法」の採用を提案するものです。

次に、8ページを御覧ください。

排ガス自主規制値のまとめになります。

ばいじんは、盛岡市クリーンセンターと同様に0.01g/m³N、硫黄酸化物並びに塩化水素は、こちらと同様の10ppmとします。

なお、硫黄酸化物の法令基準値、K値17.5の記載は、14.5に修正いたしました。

窒素酸化物は、盛岡市クリーンセンターよりもさらに低い50ppm、水銀は法令基準値である30μg/m³N、ダイオキシン類については、盛岡市クリーンセンターよりもさらに低い0.05ng-TEQ/m³Nです。

御説明した自主規制値の案を達成するために、バグフィルタの設置及びばいじん、ダイオキシン類、水銀の除去、乾式法による酸性ガスの除去、燃焼制御法及び無触媒脱硝法による窒素酸化物の除去などの対策を基本として、事業者から技術提案を受ける予定としています。

また、今回整備するごみ処理施設から排出される排ガスの濃度は、基本的に常時公表してまいります。

次の9ページは、自主規制値の設定に向けた考え方を整理したものです。

10ページから20ページまでは、第3回委員会資料の再掲となっております。

なお、排ガス自主規制値以外の、騒音、振動、及び悪臭にかかる公害防止基準値の設定は、第3回委員会でお示した内容となり、新ごみ焼却施設建設地は、都市計画法上の市街化調整区域であることから、建設地と同様に市街化調整区域に立地している盛岡市クリーンセンターを基本として、同等の公害防止基準値を設定することといたします。こちらは、15ページの②の表に記載しているものです。

騒音は第二種区域、振動は第一種区域、悪臭は悪臭防止法第4条に定める規制基準と考えております。

「排ガス自主規制値の設定について」に関する御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

御説明ありがとうございました。ただいま排ガスの自主規制値の設定のところで、前回の委員会で酸性ガスの規制値、それから処理方式について継続審議ということになっていまして、今回、改めて酸性ガスの自主規制値が10ppmで、処理方式は乾式法ということで提案いただきました。

これにつきまして、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

では、柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

特に異論はない。この前言ったのは、10ppmにして湿式法というので、湿式法はいかがかという話で、実際調べたら、10ppmでも乾式でやっている施設が結構出てきているということですよ。これはこれでいいんですけども、厳しくするということは、それだけ薬剤費もたくさんかかりますので、常に薬剤費の低減に向けても検討を進めていただきたいと思います。

特に異存は、私としてはない。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。ほかに事務局のほうから何かございますか。コスト面とか。

【事務局（藤原施設課長）】

薬剤の部分の御指摘だったかと思いますが、施設の維持管理・運営に当たっては、きちんと薬剤管理して、運営していくことなのかなと思っております。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御異論ないようですので、これについては、このようにさせていただきたいと思いま

す。

②煙突高について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして継続事項の②番、「煙突高について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料3、「煙突高について」、御説明いたします。

こちらも、第3回施設整備検討委員会において継続審議となった事項であります。第3回の会議でいただいた御意見を受けての説明を中心に、御説明したいと思います。

2ページから4ページまでは、第3回の会議で説明した内容でございますので、説明は省略させていただきます。

5ページを御覧ください。

1、「煙突高の設定」、(4)、「同規模施設での煙突高」になります。第3回の会議で、同規模施設での煙突高はどうかとの御意見を受けまして、300t/日以上500t/日以下の施設、かつ契約年度が平成25年度から令和4年の全連続運転の施設を確認したところ、17施設が確認できました。

当該条件の17施設では、12施設が59mを採用しております。

左下の全国事例は、第3回委員会でお示ししましたが、60m未満の煙突高が全体の85%を占めております。

そのうち59mの煙突高を採用しているのが、全体の約70%となっております。

また、施設規模と煙突高の関係は右の分布図のとおりになりますが、施設規模と煙突高の相関は低いということが伺えるものであります。

次に、6ページを御覧ください。

立地条件が類似する施設事例です。第3回の会議で、立地条件が類似する施設での煙突高はどうかとの御意見を受け、新ごみ焼却施設が有する2つの立地条件として、国道近くにある、施設周辺に住宅地が広がるという点に着目し、同施設規模300t/日超～500t/日以下について事例を調査したところ、横須賀市など7件が同様な条件となっております。

スクリーンの航空写真を御確認いただければと思います。

こちらが横須賀市。先ほどもありましたけれども、航空写真と次が施設の全景。

次が、さいたま市の航空写真で、次が水戸市の航空写真。

次が、太田市外三町広域清掃組合の航空写真。

次が、豊橋市・田原市の航空写真で、次が函館市の航空写真で、広島市の航空写真になります。

いずれの施設においても、59mの煙突高で稼働中又は整備中の事例ということであります。

次に、7ページを御覧ください。

(6)、盛岡市クリーンセンターにおける煙突出口及び周辺環境になります。盛岡市クリーンセンターにおける煙突出口及び施設周辺、盛岡市クリーンセンターから東西に約1km程度離れた地点における環境調査の結果を示したものになります。上の表は煙突出口排ガス濃度測定結果、下の表では周辺大気質測定結果を示しています。御覧いただきますと、どちらも共に基準値を満たしております。

次に、8ページを御覧ください。

(7)、立地条件が類似する施設事例における排ガス濃度になります。全国事例において、同様の立地条件となっている施設のうち、煙突高59mの施設事例、横須賀市など3件における煙突出口等での排ガス濃度は、次のとおりになっております。各事例ともに、煙突出口排ガス濃度測定結果は、自主規制値を満たしています。

ここで、スクリーンをまた御確認いただきたいと思っておりますけれども、煙突高59mの類似事例における施設周辺の大気質にかかる測定結果について調査いたしました。公開された事例を確認することができなかつたところであります。

そこで、代替の資料となりますが、新潟市の事例になりますけれども、新潟市では、施設規模459t/日の焼却施設の整備を進めております。煙突高の検討では、59mと80mで施設周辺における排ガス濃度の予測をしておりまして、59mと80mともに環境基準を大きく下回っており、環境の影響は十分に小さいと評価されております。このことから、当施設においても排ガスの影響は十分に小さいものであるというふうと考えているところであります。

資料の9ページに戻っていただきたいと思っております。

2、「煙突高の検討」、(1)、「評価方法」及び10ページ、煙突高の違いによるイメージ図につきましては、第3回の会議で説明した内容でございますので、説明は省略いたします。

次に、11ページを御覧ください。

(3)、煙突高の評価です。第3回の会議でも説明しました内容に加えまして、経済性の項目に委員会でいただいた御意見を受けまして、建設費調査結果及び維持管理費調査結果を記載しております。煙突高88mのほうが、建設費、維持管理費ともに大きい結果となっております。

最後に、12ページを御覧ください。

煙突高の設定(案)になりますが、新ごみ焼却施設の煙突高は、いずれも環境影響を大きく下回ったこと、そして全国事例が多いこと、周辺地域への圧迫感が和らぎ、かつ光害のおそれがないこと、そして経済性にも優れることから、「59m」を提案するものであります。

「煙突高の設定について」に関する御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいま煙突高について説明をいただきました。これにつきまして、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では、柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

データを一応かなり出していただいたので、分かりやすくなったということで。59mというのは、生活環境影響調査、シミュレーション等をやっているならば、おそらくあまり変わらないだろうとは思いますが。

もう1つ、今回、若干規制値を厳しくしているわけですから、そういうことも少し触れておいたほうが。ダイオキシンとNO_xが盛岡市クリーンセンターの半分ですか。それから、塩化水素等は同じですけども、結構厳しい値ですから。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと1点だけ、すみません、私、確認をさせていただきますけれども、今回の処理施設の規模でいくと、6ページに立地条件が類似する施設事例が記載されておりますが、施設規模として近いのは、さいたま市さんと豊橋市さんの施設ということなんでしょうか。そういったところも59mということで設定されているということですかね。はい、わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

実際に具体的な立地条件が変わってくれば、また変わってきますので、環境影響評価の準備書のところでしっかりと評価していただくということになりますかね。

では、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。

【新規事項】

①環境保全対策について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして、今度は新規事項のほうですね。①番の「環境保全対策について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

それでは、資料4です。「環境保全対策について」、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

初めに、環境保全対策に係る基本的な考え方になります。環境保全対策は、資料3で検討した排

ガス処理対策のほか、建設工事期間中での周辺環境対策、並びに施設稼働後の騒音、振動、悪臭及び排水対策などがございます。本資料では、他施設の実例も交えつつ、建設工事期間中及び施設稼働後の環境保全対策について検討いたします。

3 ページを御覧ください。

建設工事期間中の対策についてになります。(1)、騒音、振動、粉じん対策については、極力、低騒音・低振動の工法や建設機械の採用を図る。粉じん等の飛散を防止するため、散水、覆い等を施すとともに、事故防止のために関係者以外の立ち入りができないよう措置を講じる。

建設工事中は、騒音計や振動計を設置し、連続記録を取ると同時にその記録を公表する。

(2)、排水対策については、仮排水や濁水の発生が極力抑制されるような工法の採用に努める。降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減する。

雨水、濁水に対し、必要に応じて排水処理設備の設置や土砂流出防止措置をとるなどの対策を行います。

次に、4 ページを御覧ください。

(3)、工事車両等の運行については、アイドリングストップ等を実施する。

周辺道路の汚れを防止する。

(4)、その他として、工事専用のホームページを開設し、建設工事の概要や工事進捗状況等を適時更新して公表することで地域住民への情報開示を徹底する。

工事中の連絡先を明確にし、周辺住民から問合せ等があった場合に速やかに対応する。

今後、実施する環境影響評価での評価書に規定される対策を実施する。

以上の対策を実施してまいります。

次に、5 ページを御覧ください。

施設稼働後の対策についてになります。

公害防止基準値は、適時測定しながら監視することで周辺環境の保全に努める。

処理により発生する残さは、ダイオキシン類含有量など適時測定しながら管理する。

ピットから臭気が建物外へ拡散しないよう、プラットホームを常に負圧とし、またピット内の空気を燃焼用空気として炉内へ送風して高温で燃焼するほか、プラットホームの扉を常時開放しない運営とする。

必要な箇所には、脱臭装置を設置する。

発生残さは、飛散しないように、屋根及び壁を設けた建物内に保管し、天蓋付き車両により搬出する。

排ガス、騒音、振動、悪臭、排水等の公害防止基準に設定する項目は、定期的に測定し、公表する。

以上の対策を実施していきます。

なお、※印で記載しておりますが、公害防止基準の監視は、今後、施設の設計・建設及び運營業務に関する入札条件を記載した「要求水準書」において規定を設定し、発注していきます。

基本計画の段階では、これを含めるものではありませんので、このような記載としているものがあります。

次に、6ページを御覧ください。

環境保全対策の例として、左の写真は、工事期間中の敷鉄板の事例です。右の写真は、公害防止基準のうち、排ガスに関する公表状況の事例を紹介している写真であります。

環境保全対策についての御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。建設工事期間中と施設稼働後の環境保全対策について説明をしていただきました。これについて、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に御異論ないようですので、このように進めさせていただきたいと思えます。

②耐震基準の設定について

【伊藤委員長】

続きまして、同じく、今度は新規事項の②番、「耐震基準の設定について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料5、「耐震基準の設定について」、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

国の「廃棄物処理施設整備計画」では、7つの基本的な方針を示しており、このうち表に示す3つの方針で災害対応に関して触れております。この方針の中には、キーワードとして、災害時の防災拠点としての活用、「災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点」、「稼働不能とならないよう対策の検討」、「廃棄物処理システムとしての強靱性を確保」、「災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保」及び「災害時の対応」の6点が抽出でき、これらのことから災害対応の強化が必要なものとなっております。

次に、3ページを御覧ください。

盛岡市の「地域防災計画」では、廃棄物処理体制に関する防災対策として、枠の中に示すとおり、施設の耐震化及び不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備、断水時に機器冷却等に利用する地下

水や河川水の確保、施設の補修等に必要な資機材の備蓄について努めることとしております。

次に、4ページを御覧ください。

災害対応方策についてですが、廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会で意見のあった「災害に強いまちづくり」、「災害発生時における地域の防災拠点」の内容を基本とし、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」の例も参考に、表に示すとおりとなりますが、防災機能、災害廃棄物の受入処理、エネルギーの供給、防災備蓄、情報発信の拠点機能の5つの機能を有した施設を目指すものであります。

次に、5ページを御覧ください。

設定する項目と国の考えについてですが、国では、防災拠点となる廃棄物処理施設におけるハード対策として、一般廃棄物処理施設の建築物等では、国土交通省の「官庁施設の総合耐震計画基準」の基準を採用し、震度7相当に耐えうるものとして、構造体はⅡ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類との設計条件を示しております。

次に、6ページを御覧ください。

国では、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」において、廃棄物処理施設の特徴や機能・役割に応じて、耐震安全性を次の表のように設定しております。この赤枠の箇所は、本施設に該当する可能性がある分類の部分となります。

次に、7ページを御覧ください。

直近3か年にエネルギー回収施設の整備事業を契約した全国の事例のうち、公表資料で、構造体、建築非構造体及び建設設備のいずれかの耐震安全性の規定内容が確認できた事例45件を表に示したもので、87%の施設で構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類を規定しております。

次に、8ページを御覧ください。

4ページでお示した資料をもとに、国の考えや事例を踏まえ、本施設での耐震基準については、構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類と提案するものであります。

耐震基準の設定に関する御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。耐震基準の設定について、説明いただきました。

これについて、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

梅村委員、お願いします。

【梅村委員】

大体説明のとおりで分かるのですが、Ⅱ類、A類、甲類というような分類について、もうちょっと分かりやすく説明していただけないでしょうか。例えば、Ⅰ類の場合は、地震があったのに補修等をしなくても使えるような目標値というようなことだと思んですけども、それはどういうふう

になっているか、ちょっとそこを御説明いただければと思います。

【伊藤委員長】

事務局から、お願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

まずは分類のところですが、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類ということになっております。Ⅰ類の部分は、耐震安全性の目標で言うと、ちょっと読み上げる形になりますけれども、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとするということになっておりますし、Ⅱ類ですね。当施設が目指す部分ですが、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加え機能確保が図られるものとするということでもあります。

Ⅰ類とⅡ類の違いは、十分な機能確保が図られるかというところがポイントになってくるかと思っております。

次に、建築非構造部材のところになりますけれども、A類の部分では、大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、または危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷・移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られているということでもあります。

もう1つB類ですが、B類は、大地震動により建築非構造部材の損傷・移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られているということで、A類とB類の違いは非構造部材の損傷・移動等が発生しないというふうなところでもあります。

甲類・乙類になりますけれども、こちらは、建築設備における耐震、安全性の目標になります。

甲類は、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な施設機能を相当期間継続することができることを目標とする。

乙類については、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とするということで、違いについては、建築設備は、大きな補修をすることなくというのが甲類なので、甲類のほうが、より安全性があるというような中身になっているというものであります。

以上であります。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。下斗米委員、お願いします。

【下斗米委員】

もっと具体的に知りたいですよね。熊本ではどうだったんですか、能登ではどうだったんですか。実際、災害が起きているところの事例とかというのはないですか。それは、稼働できたところ

とか、ここは全く稼働してないとか、そういった事例で、それはどの分類に属するのか。

1例でも2例でも分かれば、非常に私たちとしては分かりやすいですけども。

文章で読み上げられても、何がどうなのかということは全然理解できません。

【伊藤委員長】

いかがでしょうか。例えば、東日本大震災のときに盛岡市クリーンセンターのほうではどうだったのかとか、この基準にどう当てはまるのかとか、そのあたりをちょっと可能であれば教えていただければと思うんですが。

【事務局（藤原施設課長）】

まず、阪神大震災、熊本と能登のことについては、すみません、私どもはその状況については把握しておらないところであります。

東日本大震災のときの沿岸の部分については、ああいった状況であったということであり、盛岡市クリーンセンターについては施設稼働して継続しており、沿岸の物も受け入れたという経過でございます。すみません、お答えになっているかどうかあれですけども、そういった状況であります。

【下斗米委員】

沿岸部の東日本大震災のときの津波の影響を除いて、実際に焼却施設はどうだったのか。建物であれば、基礎はきちんとしてた。津波が来たから、それによっていろいろな物が建物の中に入ってきて稼働できなかったというところは分からないですか。

盛岡の場合、津波はあり得ないわけで、あるとすれば地震ぐらいなんでしょうけれども、その辺をちょっと、今でなくてもいいですけども、その辺はきちんと考えた上での御提案だと思いますが、後ほどでも構いませんので、教えていただければありがたいです。

【事務局（藤原施設課長）】

ありがとうございます。御意見のあった部分、熊本、能登に加えまして、阪神大震災など、そういったときの廃棄物処理施設の状況等を調べまして、資料は御提示してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】

御指摘ありがとうございます。非常に重要なところだと思います。

ほかにいかがでしょうか。柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

今の関連ですけど、盛岡市クリーンセンターは、このⅡ類、A類、甲類に該当しているんですか。

【事務局（藤原施設課長）】

そのとおりだと思いますが、すみません、調べるのを忘れておりました。

【柳井委員】

実際、私も災害事例をあまり知らないですけれども、少なくとも清掃工場がつぶれて人が死んだという事例は聞いたことないですね。今回の能登地震で煙突がちょっとおかしかったのは少し出たみたいですが、このⅡ類というのが補修は必要だけど、つぶれてしまうようなことがないのがⅡ類だと。また調べていただいて、情報提供していただけますか。

それから、盛岡市の計画が3ページに書いてあるんですけど、「次の事項について努めることとしています」というんですけど、これは全部達成できているのですか。耐震化、不燃堅牢化。非常用自家発電整備、河川水の確保、備蓄関係もこれは達成しているんですね。努めるというのは。

それともう1つは、4ページにある組合の災害対応方策について、いくつかの防災機能等々を書いてありますけれども、それについて、盛岡市の地域防災計画との関係の整合性とかをある程度図っておかないと避難もありますので、どんなふうな調整が進められているか、ちょっと教えていただければ。以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

計画との整合性ということでは、現在は新たな施設なので、整合性を図っているかどうかというのは、まだ進めているものではありません。

ただ、一方で現地といいますか、整備予定地の近くでは、指定避難所は何件かあるということでもありますので、将来的な部分では、連携するというんですか、そういった形での災害対応となるのかなというふうに思っております。

【柳井委員】

組合の対策もある地域、ある施設の対応ですから、それが全域の中で位置付けられてなければいけないので、それはそうなさると思いますけれども。

多分、これから次のステップ、次々のステップで、災害対応を書くときにもうちょっと細かい仕様書が必要になるかもしれないですね。また、その時点でもう少し要求水準が厳しい、あるいはもうちょっとレベルが高い要求が災害対応であるかもしれないですけれども、それはそのときに検討を進めていただけると思っていますので、結構でございます。

【伊藤委員長】

追加で特にありませんか。ありがとうございます。では、そのように進めていただければと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。耐震基準の設定については。

それでは、事務局のほうでは、いろいろと情報を収集していただいて、また次回、説明いただけれ

ばと思います。

③余熱利用に係る考え方について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして、新規事項の③番、「余熱利用に係る考え方について」、事務局のほうからお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料6、「余熱利用に係る考え方について」、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

初めに1、余熱利用に係る考え方になります。余熱利用とは、ごみ焼却施設において、ごみ処理の過程で発生する余剰の熱エネルギーを有効に利用することを言います。効率的な余熱利用を行うことにより、温室効果ガスの排出抑制など環境負荷の低減に貢献することができます。

本資料では、余熱利用の基本的な仕組み等について事例を交え紹介するとともに、本施設での活用に当たっての可能性や基本的な方針について検討するものです。

次に、3ページを御覧ください。

国の廃棄物処理施設整備計画では、7つの基本的な方針を示しており、このうち、表に示す2つの方針で余熱利用に関して触れております。

この方針の中には、キーワードとして、「更なるエネルギー回収効率の向上」、「十分なエネルギー回収量を確保」、「地域における廃棄物エネルギーの利活用」、「廃棄物処理施設で回収したエネルギーを電気や熱として活用」、「廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化」、「循環型社会と脱炭素社会や自然共生社会との統合的実現」の6点が抽出でき、このことから、熱利用を推進するものと理解しております。

次に、4ページを御覧ください。

余熱利用の基本的な仕組みを図に示しております。排ガスの熱をボイラ等の熱交換器により、ごみ処理の過程で発生する熱エネルギーを蒸気として回収し、電気、温水等の形態に変換することができるものです。

次に、5ページを御覧ください。

一般的なエネルギーの活用方法の例になります。エネルギーの活用方法としては、プラント設備の駆動・加熱、給湯や冷暖房などの建築設備、諸室での電気使用、蓄電池による蓄電、ロードヒーティング、近隣施設への供給（温水プール、電気自動車充電スタンドなど）、そして、売電などが挙げられます。施設内の活用は可能ですが、施設外での活用には適用範囲の検討が必要となります。

6ページを御覧ください。

本組合と同規模程度のエネルギー回収施設のうち、公表資料で確認できたエネルギーの活用事例を表に示しております。

活用事例といたしましては、ごみの持つエネルギーにもよりますが、施設内で電気などに使用されていることはもちろん、売電、余熱利用施設等に活用されているものであります。

次に、7ページを御覧ください。

余熱利用の方針についてになります。一般的なごみ焼却施設では、費用対効果の観点や最も効率的な余熱活用を図るため、まずは『施設内』、プラント設備から順に余熱を利用していき、残りを『施設外』での売電や余熱利用施設で利用することが基本的な考え方になります。

そのため、本施設では、余剰蒸気を使用した発電による電気を、プラント設備を中心に余熱利用を図っていくことを基本的な方針といたします。その内容につきましては、梓の中に示すとおりとなります。

次に、8ページを御覧ください。

7ページの内容のイメージ図のものであります。

そして、9ページを御覧ください。

余熱利用方法の具体的な内容と今後についてになります。実際にどの項目にどれだけのエネルギーを供給するかの余熱利用方法は、売電可能量や今後検討する余熱利用施設の熱需要を考慮し、焼却施設の仕様として計画するものであります。

そのため、現段階ではどれだけの出力の発電機が可能か、プラント設備での消費電力はどのくらいか、ロードヒーティングの範囲はどこなのか、どれだけの売電が可能かなどについては、事業者への見積設計図書の調査結果を踏まえ、想定される内容を今後検討していくものであります。

なお、これらについては、施設整備基本計画における想定であり、実際のエネルギーの供給量や売電量は、工事発注段階における事業者からの提案を受けて決まっていくものですので、このことを申し添えておきます。本委員会においては、御説明した熱利用の方針について方向性を御確認いただきたいものであります。

また、具体的な利活用施設の整備につきましては、引き続き地域住民の御意見を伺いながら検討を進めていくものとしているものであります。

「余熱利用に係る考え方について」に関する御説明は、以上になります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。余熱利用に係る考え方について説明を受けました。これについて、御意見、御質問いかがでしょうか。下斗米委員、お願いします。

【下斗米委員】

余熱の利用、施設で使うのは当然のことではあるんですけども、施設以外で利用するというと

ころにもっと重点を置いて考えたほうがいいのではないかなという気がします。

どこでもそうなんですけれども、焼却施設を建設するというと、必ず反対というのが出てくるわけなんですけれども、施設の利用の仕方によっては、当然、今もクリーンセンターの学習なんかでは、見学者がいるだろうとは思いますが、もっと目に見える形で施設を活用してほしいですね。

例えば、体育館みたいなもの、災害時の避難所みたいなものも想定するのであれば、ああいった体育館みたいな大きな施設を排熱で冷暖房できるような施設があつて、最近の災害は冬場が多く、寒いところで過ごしているというのがテレビに出ているのがほとんどなんですけれども、そういった本当にこの施設があつて良かったなというふうなものがどこかにないと、それで全国から「盛岡ってすごいな」というふうに見学に来るぐらいのインパクトのあるようなエネルギーの使い方というのを考えていただきたいと思うわけです。

当然、そうすると市役所の中の環境部で考えるだけでなく、商工関係とか農業関係とかいろいろな横の連携というのにも必要になってくるだろうと思うので、その辺もひとつ検討して、話が小さくなってしまふのかもしれませんが、でも、それぐらいのことを考えて、1つでも何か盛岡らしいというか、全国にないというようなものを考えていただければと思います。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局（森田事務局次長）】

御意見ありがとうございます。先ほどの災害対策の部分などとも通ずる話になってこようかと思えますけれども、その中で、この熱エネルギーを有効に活用した避難対策というようなことも重要な視点であろうと考えており、余熱、熱エネルギーを有効に活用すれば、例えば大規模な停電が発生しているような状況であったとしても、エネルギーを確保することができるといったようなことにもつながってくるものであります。

そういった視点を持ちながら、熱エネルギーの利活用全体を今後も検討してまいりたいと、そのように考えております。

熱エネルギーの有効活用につきましては、地域の皆様と令和6年度に検討に入っていくと、そのように考えてございます。その中でも、今、委員の皆様からお話をいただきましたような視点も織り交ぜまして、本格的な話し合いができるようになればいいなと考えてございます。

以上になります。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

熱供給ですけれども、立地上、近隣で、例えば農業・工業等々で、若干有償になるにしても熱を使ってくれそうな施設とかというのはなかったでしたか。

【梅村委員】

ないです。

【柳井委員】

ないですか。だから、熱利用がこういうふうな程度になるんですか。

【下斗米委員】

いいですか。川を挟んで向かい側のほうに、年間通してトマトを栽培しているような民間の施設はあります。

【柳井委員】

現地ではないんですね。そうすると、やはり熱利用が、このぐらいの表現にならざるを得ないということですか。

【梅村委員】

関連したお話で、森田次長さんのほうからお話があったんですが、地域としては、ここに書かれている本施設内での利用ということで、施設を含めて整備してもらえないかという打ち合わせを今までしてきているんですけれども、ただ、ごみ焼却施設建設の予算の中では、それが含まれてないということで、これから盛岡市さんと協議させていただき、ほかにもまだ土地があって、そこを少年野球場の施設を整備してほしいとかということで、市のほうにはお願いしている段階でございますので、今日、この委員会の中で下斗米委員さんのほうからそういう意見をいただいたということで、今後、担当課の方と協議させてもらって、できれば、ここに書いてあるような利活用できればとっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。事務局のほうはよろしいですか。

【下斗米委員】

ちょっといいですか。この熱エネルギーの活用については、施設が完了し稼働してから、それからまた周辺で必要であれば供給を考えるとかという長いスパンで考えていってもいいと思うんです。

それが可能なかどうかは分かりませんが、いずれこれに合わせて、施設内でやるということではなくてもいいと思うんです。

だから、10年、20年、30年というふうなスパンでどうなのかなとは思いますが、そういう考え方もあるのかなとちょっと思ったところです。特にいいです。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。次年度から、住民の方とより具体的に進めていかれるということですので、それについても、また次回の会議等で進捗については報告していただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。お願いします。

【前田委員】

熱の排熱利用のことですけれども、資料の6ページのところに他施設の活用事例ということで、余熱利用方法のところに必ず頭に施設内使用がきていて、以下、売電、温水プール等という順番になっているんですけれども、この他の事例において、これというのは熱量ベースでの利用量が多いという理解でよろしいでしょうか。

当然、余熱と言っても、温度が高いものと低いもので利用のあり方は違うので、そこは分かるとしても、こここのところがエネルギーの多さ順に並んでいるのかどうか、すごく気になったので、ちょっと教えていただければ幸いです。

【伊藤委員長】

お願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

余熱利用の方法の書き込みというんですか、施設内利用、売電、温水プール云々、順番ですけれども、特に熱量の多さでの順番で書き込んだものではないということでもあります。文字というんですか、その表現でということでもあります。

【伊藤委員長】

例えば、どこかの例で、そのまま熱を利用するとか発電で、その内訳とでよろしいですか。

【前田委員】

そういうデータがあればいいなと思ったんです。

【伊藤委員長】

そのあたり、もし盛岡市クリーンセンターさんとか、県内でこういう施設でそういう情報があれば教えていただければということですかね。

【前田委員】

それは、売電量がどのくらいなのか。なぜそれをお尋ねしたいのかということ、やはり長期になっていくので、金額的な収支のところでも少しでも売電収入があるほうが、全体としての経費の圧縮につながっていくような気がしたものですから、質問の意図はそういうことになります。

ありがとうございます。

【事務局（藤原施設課長）】

売電量についてということでありますけれども、資料は調べてみたいと思います。データを御提示できればと思っております。よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】

よろしいですか。宿題のようになった気がしますけれども、では、また次回以降、説明いただくということをお願いいたします。

【梅村委員】

できれば、処理方式についても提示していただければ。

【伊藤委員長】

どういう処理方式のときに、どういうエネルギーの利用ができるかですね。

【梅村委員】

はい、そうです。

【伊藤委員長】

では、そこも併せて整理していただければと思います。ほかにいかがでしょうか。申し上げます。

【小野委員】

このエネルギーだけのことではないですけれども、今日の協議は、これが一通りかと思っておりますので、ちょっとお話をさせていただきたいのは、先日、市民団体からの要望書という形で届きましたが、これからのパブリックコメントでも当然ああいった質問があるかと思うんです。

その際に今の施設でも、例えば熱をどこで利用するかといったときに、今、このお話し合いをみんなでされているのは、あくまで焼却施設なんですね。

当然、今出てきた中の耐震であったり余熱利用のところの国の方針の中では、施設を多様性のある多面的な機能として活用するという中で書かれているんですけども、いわゆるリサイクルであったりリユースであったり、あるいはそれ以外のものが出てきて、資源として活用する場合に、例えば紫波町や矢巾町や盛岡市が共通で使っている部分は、そこに一通りのものがあって、それこそ大型ごみもそこで細かく分解したり、肥料を作ってそれを販売したりとかということがあるので、多分要望書を出された住民の方たちも、そういうことがこれからもっと進んでいかなければいけないという前提で、この間の要望書も一部出されたのではないかと私は考えたんですけども、ここは焼却という施設ではあるんですが、当然、これからまだ7年、8年、9年という年月の中で、そういったものを直接この組合でなくても、関連する市町が、どういう地域でどういうふうにならうという資源を集めて活用するのか。

あるいは、こういう場所に共同でつくっていくというようなものか、この組合の話では関係ないのかもしれないんですけども、住民サイドからすると、そこが初めて完結されてこの施設もいい

施設だろうし、それに付随して、ほかの資源も利用される。

だからこそ、焼却施設がこれだけで済むんだとか、あるいは今のエネルギー問題に関してもいずれ余ったら後からつくるよということよりは、ある程度そこも一体にして、あるいは、今この期間でなくても、残りの7年、8年の間に進めていく、ある程度の方向性みたいなものを出していただけると、住民の方々に対しても、より理解を深めていることになりまして、私たちもある程度、この会議に参加する以上は、そういうことも考えていくということをもう一度お願いしたいということと、また組合の皆様も、今これだけでも多様な仕事、多忙な中だとは思いますが、関連機関に関しても、自分たちは今焼却に関してはこれだけしっかりやっているけれども、その他に関しても連携できるような形で協力をしてくれというようなことを進めていただきたいし、それを外部に対しても発信をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【事務局（小原事務局長）】

ありがとうございます。この組合では、焼却する施設をつくって、焼却処理をしてというのが役割になっているわけですが、今、委員からお話がありました、いずれごみを処理する、全体で見えていくということが大事だということですし、やはり焼却する量もなるべく減らすと。

資源化するものは資源化していくんだという考え方ということにつながると思います。

まさにそういったことが、この広域8市町で、組合も含め一緒になって検討しているという段階です。この焼却処理以外にも、必要な施設というのはあるわけなので、そちらのほうも今どうするかということと一緒にセットで考えていくという段階でありますので、それも方針などができた場合には皆様とか、あとは近隣の皆様にもお示ししながら、この焼却処理施設を建設して稼働させていくということで進めていくことを今やっているというところですので、後ほどまた、徐々にお話しできる段階が来ると思いますので、それをお待ちいただきたいと思います。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようですので、次に移らせていただきたいと思います。

（3）報告事項

①プラントメーカーへの技術提案依頼について

【伊藤委員長】

次は、報告事項になります。①番、「プラントメーカーへの技術提案依頼について」、事務局のほう

から説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

報告事項といたしまして、資料7、「プラントメーカーへの技術提案依頼について」、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

初めに、1、技術提案依頼の目的と本施設の概要になりますが、技術提案の目的は、プラントメーカーに対しまして、新ごみ焼却施設に関する設計図書の提出を依頼して、施設整備基本計画の検討に当たっての参考データに活用していきたいというものであります。

新ごみ焼却施設の概要は表に示すとおりで、事業実施場所、施設概要として、処理対象物、処理方式、計画ごみ処理量、施設整備規模、稼働時間等、主要設備、及び附帯施設等を掲げているものであります。

3ページを御覧ください。

プラントメーカーへ依頼する技術提案を表にまとめております。技術提案の依頼先は、本施設と同等の施設規模の整備実績を有するプラントメーカーといたします。

依頼時期は、令和6年4月上旬から令和6年7月上旬頃までと考えております。

依頼する内容については、①提案するごみ処理方式、②全体処理フロー等のフローシート、③各種図面、④各機器の騒音・振動レベル及び⑤各種費用を予定しております。

これらの内容について、本委員会で御確認をいただき、プラントメーカーへの技術提案依頼を行おうとするものであります。

説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。ただいまプラントメーカーへの技術提案依頼について説明いただきました。この件について、御意見、御質問ありましたら、お願いいたします。

柳井委員、お願いいたします。

【柳井委員】

技術提案ですから、そのもの自体の評価をするのではなくて、メーカーが現在考えている同規模のごみを焼却方式でやるときに、どんなふうなお考えをお持ちですかということですね。優れたものであれば、委員会にも提示しながら、基本計画に反映するということですね。メーカーのノウハウを駆使して、よりよい処理方式も含めて、考え方を出していただきたいということですね。確認です。

その上で、依頼内容の費用のところは、設計・建設費は、このようなものをつくとどのぐらいかは分かるんですけども、その後の運営費とか維持管理費の中で、運営費は、人件費と光熱費等々

であるとする、年によってあまり変わらないかもしれないですけども、どこの時点の運営維持なのか。例えば20年間経費の年平均値とか、何かもう少しちゃんとしないと出てこない。

それから、もっと大きいのは、維持管理費です。どう書いてもらうか。つまり20年間分の年平均値を出してくれというのか、20年間総額にするのか、10年間にするのか分かりませんが、示さないと書きようがない。

【事務局（藤原施設課長）】

運営費、維持管理費については、20年ということ考えているということでありまして、その20年の各年度1年分、想定にはなると思うんですけども、それぞれの年を出していただくというように考えているところでございます。

【柳井委員】

かなり細かいですね。ただ、現時点では保証事項ではないですよ。想定ですよ。

【事務局（藤原施設課長）】

想定なので、もちろん年々の精度はあると思いますけれども、想定でということ考えているところであります。

【柳井委員】

もう1つは、そうすると20年間という話で、ガス化炉でいわゆるスラグとして製造し、スラグとして利用すること、例えば主灰を別の原料として利用すること、そこも全部書いてもらうということですか。どこまで要求しているんですか。

【事務局（藤原施設課長）】

補足ですけども、資源化のところについても資源化の提案、そして、それがどんな単価になるかというところ。あと、それに量と年を掛けて、トータルでというような、ざっくりとこういうイメージということになります。

【柳井委員】

分かりましたというか、どんなものが出てくるかですね。

【伊藤委員長】

はい。技術提案を出していただいて、そこからまた具体的にということよろしいですよ。

【柳井委員】

そうすると、これから廃棄物処理施設にあっても脱炭素といいますか、求められているとすると、各メーカーに脱炭素はどうお考えですかというのを聞いておいたほうがよろしいような気がするんです。そこまである程度細かく資料を出しているなら、脱炭素について御社はどう考えているんですかと。

後々、参考になりそうな気がするんですけど、いかがですか。

【伊藤委員長】

ちょっと話を整理させていただきたいですけど、今日はどこまで議論するのがよろしいのでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

こちらを御説明申し上げまして確認いただくというのと、今の御意見につきましては、非常に重要な視点なのかなと思いますので、施設整備基本計画の整備方針の部分でもそういったことに触れておりましたということでもありますので、脱炭素に関する部分については、技術提案の中でのアンケートでもないですけども、お聞きしておいたほうがいいのではないかというふうには思っています。

【伊藤委員長】

私のほうから、この依頼内容の①番から⑤番のところ、こういった内容で十分なのかどうかということをここで審議することなのか。あるいは、一般的にこういった技術提案していただくときには、全国的にこういった項目をしているので、それをここで提案していただいているのか。

そのあたりがちょっと私もよく分からなかったもので、もし可能であれば、一般的に今の時代に合った施設に要求されるものをできるだけ網羅していただいて、そういったところを含めて提案していただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

はい。そのように考えております。

【伊藤委員長】

ちょっとすみません、私から1点。先ほどの余熱利用のところは、技術提案とはまた違うところで議論するような形になるのでしょうか。そのスケジュール感というか、そのあたりをちょっと教えていただければと思うんですが。

【事務局（藤原施設課長）】

余熱利用につきましては、今回は基本的な考え方の部分の確認ということでもあります。資料1の3ページのバーチャートのほうが見やすいかと思えますけれども、令和6年度の⑥のところにはバーチャートが3つあって、その一番下、「有効活用方法」と書いてあります。

ここが余熱利用計画の次の段階の検討ということになり、一步進んだ具体的なお話がこの⑥のところに出てくるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【伊藤委員長】

それは、今回のこの技術提案の中に、そういった内容も含まれているということでもよろしいでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

技術提案の中から出てきたものにも関連して説明し、御審議いただくという中身になります。

【伊藤委員長】

そうですね。依頼内容の中に、この余熱利用の項目がなかったので、どうなのかなと思ったんです。熱収支フローとか電力収支というのが出ることになるのでしょうか。どんな施設なのかとか。

【柳井委員】

そこも全部書かなければいけないですよ。どこまで書けるか。

【前田委員】

書き方を指定するのか、出てきたところを審査するのか。

【柳井委員】

熱収支、エネルギー収支でね。何を考えるかによって、どこに電気が行くのか、熱が行くのかです。条件がないとメーカーは何を考えてつくるかですね。

【前田委員】

はい。だから、プライオリティを明記するのかどうか。それが先ほどの質問の意図につながるころです。

【柳井委員】

ええ、そうですね。

【伊藤委員長】

この場合だと、どのくらい発電できるのかとか、そういうレベルなのかなと。

【柳井委員】

書けることかどうか、まず条件を決めてくれないと、エネルギー収支とか熱収支は書けませんと言われちゃうと、「勝手につくってくれ」という話でもないような気もするので、少しコミュニケーションしておかないと。

ただ、これだけ外に持っていくんだということをまだ議論してないし、どこまで盛り込むかどうか。

【伊藤委員長】

私は、この技術提案依頼のスケジュールとはまた違うスケジュールなのかなとちょっと思ったので、そういう場合には、どういうふうな流れでいくのかというのを確認したかったんですけども。

【事務局（藤原施設課長）】

資料7の3ページをお願いしたいと思いますけれども、②のフローシートのところで、熱支出フローというものを、括弧の中の最後に発電量などとありましたけれども、ここの部分でどう熱が発電と絡んで、どうなるのかというものも踏まえながら考えるというような中身で進めたいと思いま

す。

【柳井委員】

まあ、外部がなければ簡単につくれるんですけどね。熱収支も電力収支も。外部に使うということは、条件が違ってきちゃうんです。ただ、進捗状況から言うと、そこまで議論はしていないですけどね。

【前田委員】

あと、1つ気になっているのは、ごみの焼却量って、たしかかなり下がっていくという見込みが最初からあったと思うんですけども、そことの関連性も熱利用ってある気がするんです。ですから、そのところはどうでしょうか。

【柳井委員】

今の質問に関連してるんですけど、エネルギー収支とか熱収支を書くとなると、ごみ質はどう答えるのですか。盛岡市のデータがあるから、これを参考にして考えてくれと言うのもありますが、そういうふうなところも含めて、相手方は十分理解して書いてくれるかという話です。

将来プラスチックのリサイクルが進むと、ごみの発熱量が少し下がってくるんですね。そうすると、使える熱量も少し変わってくるわけです。

でも、こちらの条件がそこまでまだできていないです。そうすると、メーカーに、自分なりに前提条件をつくって書いてくれということです。なかなか分かりづらい。

【前田委員】

設計側としては、そういう話になりますから。

【事務局（藤原施設課長）】

熱量については、こちらでどのくらいかということは設定をして検討しますけれども、設定をして依頼をするといったようなことで考えるものであります。

【伊藤委員長】

はい、分かりました。よろしいでしょうか。お願いします。

【梅村委員】

⑤番の費用の中の「焼却灰の処理委託費」という項目があるんですけども、これは、処理方式も様々だと思うんですけども、今の最終処分場、各施設8市町であると思うんですけども、これは利用できるという考えなんでしょうか。

それとも、もうそこは閉鎖して、新たに委託先をメーカーさんのほうで探さないという提案なのか、そこをどのようにお考えなのか教えていただければと思います。

【伊藤委員長】

いかがでしょうか。

【事務局（森田事務局次長）】

焼却灰の処理委託ですが、今、最終処分場のほうで埋立処分、最終処分をしているわけなんですけれども、圏域全体の焼却場自体の容量が大分少なくなってきたというようなこともあるものですから、焼却施設から発生した灰については、埋立処分しないで、資源化を中心に処理をしていくと、そういう計画になっているものです。

従いまして、ここに書いてある処理委託費というのは、大体どのような処理経路でどのような処理費がかかるのかというようなことをお願いするものです。

あと、最終処分場の話について先ほどお話をいただきましたけれども、その部分につきまして、盛岡広域8市町の中で先ほどお話ししましたように、容量が少なくなってきたということを踏まえまして、どのようにして容量を確保していくかということの話し合いを令和6年度から本格的にしていこうと、そのようになっているものであります。

【梅村委員】

分かりました。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、先ほどの件も含めて、次回はいろいろと技術提案が出てくるかと思しますので、そこでまたもんでいただくということでよろしいですかね。はい、分かりました。

それでは、以上でしょうか。どうも御協力ありがとうございました。

すみません、私の不手際で、休憩をとるのを忘れてしまいまして、申し訳ございませんでした。

それでは、進行は事務局のほうにお返しいたします。

4 その他

【事務局（菊池総務課長）】

ありがとうございました。続きまして、4、「その他」に入らせていただきます。

事務局から次回の開催についてお知らせがございます。

【事務局（施設課）】

それでは、事務局のほうから、次回の委員会の開催につきましての御連絡になります。

第5回の委員会につきましては、現在のところ、6月上旬頃の開催を予定してございます。後日、委員の皆様には開催の御案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、第5回委員会の開催につきましては、組合のホームページのほうに情報を掲載して、お知らせする予定となっております。

以上でございます。

【事務局（菊池総務課長）】

今のお知らせにつきまして、御質問等あるでしょうか。

では、その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第4回盛岡広域環境組合施設整備検討委員会を閉会させていただきます。長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。

5 閉会